

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 KWONG Qi Jun

論 文 題 目

**Regional Patent Rights Protection in ASEAN: Effects of the “ASEAN Way” and Prospects under the ASEAN Economic Community**

(アセアンにおける地域的な特許権の保護: アセアン経済統合体の下での” ASEAN Way” の影響と展望)

論文審査担当者

主 査	名古屋大学大学院法学研究科教授	鈴木 将文
	名古屋大学大学院法学研究科教授	横溝 大
	名古屋大学大学院法学研究科教授	西井 志織

# 論文審査の結果の要旨

## I. 本論文の概要

1 本論文は、地域統合体としての東南アジア諸国連合（ASEAN）が、域内の特許制度をどのように整備していくべきかを論じるものである。特許制度は、原則として、国単位に構築されるものであるところ、ASEAN 加盟諸国においては、経済発展の程度が様々であることを反映して、特許制度の整備の程度にも大きな差異がある。筆者は、ASEAN 諸国の発展のためには、ASEAN の目標である単一市場の実現に向けて真に有効な方策を講じていくべきであり、その際、その目標と整合的な特許制度の整備が不可欠であるとの基本的な立場を採る。そして、加盟国間の差に配慮しつつも、ASEAN という地域統合体として特許制度の整備に取り組むべきであり、その具体的方策の複数のオプションを示したうえで、究極的には単一の地域的特許制度の確立を目指すべきであると論じる。

2 以下、論文の概要を、章立てに沿って紹介する。

（1）第1章は、序章であり、研究の課題（research questions）、方法、意義等について、以下のように説明している。

まず、前提として、ASEAN の歴史と概要につき簡潔に紹介する。すなわち、ASEAN は、1967 年のバンコク宣言により 4 か国によって発足した後、徐々に拡大し、20 世紀末には現在の 10 か国の組織となり、さらに 21 世紀に入ると、2007 年に地域統合体としての体制の整備をうたう ASEAN 憲章が定められ、2015 年には、ASEAN 経済共同体（AEC）を含む ASEAN 共同体が設立された。このように、経済統合体を通じた市場の単一化のための仕組み作りが進展している。

ところで、特許制度は、付加価値の高い産業の育成・振興のために不可欠であり、まずその点において ASEAN 諸国にとって重要であって、現に、ASEAN では特許制度の充実も重要な政策課題と認識されている。しかし、特許制度は、基本的に国単位の属地主義に基づく制度であるところ、国ごとに分断された特許制度をばらばらに構築していくのみでは、単一市場の中で越境的な生産活動を可能とするはずの経済統合の理念に反する効果を生じかねない。さらに、実際にも、ASEAN の取組みは、基本的に協力を基調とするものであって、特許制度の整備は徐々にしか進んでいないのが現状である。

そこで、本論文の研究課題は、次の 3 点の検討である。

第一に、AEC は高い理念を掲げているものの、特許制度の整備に係る具体的な方策は、その理念の実現に適合するものと言えないのではないか。

第二に、多国間における国際的な特許制度整備の動きが鈍くなっている中で、ASEAN は地域統合体として特許権保護に取り組むべきであるところ、ASEAN の政策遂行の基本的考え方である "ASEAN Way" は、どう位置付けるべきか。

第三に、AEC の目的達成のためには、ASEAN Way への依存を弱め、EU の単一特許制度のような中央管理的な地域的特許制度を設けるべきではないか、ただし、加盟国の特許制度の間の差異を踏まえると、中間的な代替案が必要か、必要とすれば、それはどのような案か。

## 論文審査の結果の要旨

本研究の意義としては、特に ASEAN の特許制度に係る従来と議論と比較して、以下を指摘できる。

第一に、特許権侵害への対応との関係で、どのような特許制度を設けるべきかを検討する点において、ユニークである。

第二に、事実上 ASEAN Way を所与の前提としていた従来の議論と異なり、それを前提とせず、むしろ批判的に検討する。そして、加盟国の主権の尊重を重視する ASEAN Way と、国単位の制度が原則である特許制度とについて、国の領域を超える権利保護をいかに実現するかを検討する研究である。

第三に、特許制度につき、単に発明の奨励・保護という目的だけでなく、市場の単一化、貿易自由化、さらには技術移転の推進など幅広い政策目的との関係でも、あるべき制度を検討する研究である。

(2) 第2章は、前章で簡潔に紹介された ASEAN の発展の経緯を、より詳細に、以下のように説明している。

ASEAN は、当初安全保障上の同盟としての意義を有したが、近年、特に AEC の設立により、経済面の統合に係る役割が強まっている。AEC は、単一の市場及び生産基盤の創造、並びに特許権保護の強化をうたっている。しかし、特許制度についてこれまでなされた提言は、全く不十分である。そもそも、AEC における単一市場の概念が不明確であるとともに、各国の特許制度の差異が貿易及び商品の自由流通を阻害することについての問題意識が希薄である。さらに、これまでの提言は、ASEAN 域内における越境的な特許権侵害の問題に取り組み、まして、その問題を解消することを期待できず、結局のところ、AEC による経済統合の実現という目標を果たすことができない。

(3) 第3章は、一般論として、地域統合が特許権保護にいかなる影響を与えるかについて、次のとおり検討する。

地域統合を通じた知的財産保護の強化は、諸要因によって、進められている。その要因とは、具体的には、(i) 多国間主義 (multilateralism) によるアプローチは、柔軟性を欠き、かつ、制度調和の動きが遅延していること、(ii) 多国間交渉の場においても、地域単位で共同の立場を作り、まとめて交渉することが好まれること、そして、(iii) 地域単位の特許庁の創設により、低コストで全般的に強い保護を実現できること、である。他方、なぜ、ASEAN が ASEAN としての特許制度の構築に抵抗しているのかを理解するためには、ASEAN の礎にある理念、すなわち、ASEAN Way を理解する必要がある。ASEAN Way は、領土主権の尊重と非介入主義を強調する考え方である。近年、ASEAN Way は、かつてに比べると、法的枠組みを作るアプローチにシフトしてきているが、引き続き、ASEAN の活動に枠をはめている。ASEAN の機関は弱体であり、法的文書は広い裁量を許すものであり、紛争解決制度は利用されたことがない。このような制約のすべてが、結果的に、AEC の運営を監督する超国家的な権威の不存在、そして、ASEAN とし

## 論文審査の結果の要旨

ての特許制度の不存在をもたらしているのである。

(4) 第4章は、ASEANの特許制度が目指すべき方向を検討する章であり、本論文の中核的部分と言える。その内容は、以下のとおりである。

まず、特許制度に関連する多国間条約について検討し、それらを締結しているASEAN諸国の制度を分析すると、概ね条約整合的であることが確認できる。したがって、多国間条約の順守のみでは、ASEANとしての特許制度の強化を図ることができない。

次に、ASEAN又は一部加盟国は、域外国との間で経済連携協定を締結している。環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTTP)及び地域的な包括的経済連携協定(RCEP)である。CPTTPには、ブルネイ、マレーシア、シンガポール及びベトナムが、またRCEPには、ASEAN全体が参加している。CPTTPは、知的財産につき高い水準の保護を求める詳細な規定を置いているが、米国の離脱を受けて、それらの規定の多くが適用を保留されている。また、RCEPも、多数の知的財産関連規定を置いているが、CPTTPに比べると、緩い内容の規定となっている。

さらに、ASEAN加盟国の一部は、域外国との間で、知的財産に関連する協力関係を築いている。例えば、カンボジアは、欧州特許庁との間で、欧州特許を自動的にカンボジア国の特許と認める旨の取極めを2018年に結んでいる。また、世界中の特許庁の間で審査協力に係る「グローバル特許審査ハイウェイ」(Global Patent Prosecution Highway)が27か国により構築されているところ、ASEANからはシンガポールのみが参加している。ただし、個別の国同士で協力関係を約することは、幅広く行われており、例えば、マレーシア特許庁は、中国、欧州、日本及び韓国の特許庁のそれぞれと、特許審査の協力の取極めを結んでいる。

以上の現状と、AEC及びその基礎となっているASEAN憲章の仕組み・内容を踏まえつつ、ASEANの特許制度に関し、具体的にどのような方策があり得るかを検討する。

方策は、大きく分けて、(i) ASEAN Wayを一定程度放棄する案として、統一的な特許制度、共通的な国際私法又は特許権の域外適用の認容がある。また、(ii) ASEAN Wayを維持しつつ、外国の特許の承認や、各国特許庁相互の interoperability を強化するなどの案が考えられる。

具体的には、まず、(i) ASEAN Wayを弱める方向での方策として、第一に、地域統合体の中央管理的な特許制度 (centralized patent system) がある。実例として、EU単一特許制度及び欧州統一特許制度がある。欧州では、共同体として単一特許制度を導入することを目指す動きが古くからあるが、各国の制度の違いや言語問題等により実現に至らず、代替策として、各国の特許を束ねて権利付与手続を共通化する欧州特許制度が、1973年の欧州特許条約により創設された。その後、共同体特許条約が1975年に署名されたものの、発効することなく、長い交渉を経て、ついに2023年にEU単一特許制度等が開始されることとなった。EUの単一特許制度の利点としては、以下を挙げることができる。すなわち、単一市場の実現というEUの目標に整合的であり、その実現のための強力な推進策となり得ること、越境的な行為による特許権侵害の捕捉を可能とする広域の管轄権を実現できること、法的予見可能性を改善できることである。

## 論文審査の結果の要旨

では、東南アジアで単一特許制度を導入できる見込みは、あるか。ASEAN と EU とでは、統合の程度が異なるし、EU では、機関的な仕組み、法的枠組み及び下位のレベルの規則、ハードロー及びソフトローの組合せ等の様々な手段を講じて、単一特許制度を実現した。これに対し、ASEAN は、EU のような多様な政策手段を駆使する経験を持たない。とりわけ、法の支配に関する EU と ASEAN の考え方の違いは、単一特許制度のような複雑な制度の可否に大きく影響すると思われる。したがって、ASEAN として単一特許制度を導入することには、大きな困難が伴う。しかし、ASEAN にとって、AEC の設立に象徴される市場の単一化という目標の達成のために、地域単位での特許制度を導入することの意義は、極めて大きい。EU の経験（例えば、言語問題で、イタリア及びスペインが単一特許制度への参加を拒絶した経緯など）からも学びつつ、また、ASEAN 加盟国間の差異（特に後発途上国における諸制度の未発達）にも配慮しつつ、単一特許制度の実現に向けた努力を重ねていくべきである。そのための具体策としては、まず ASEAN 特許庁を設けること、特許制度に係る実体ルール（特許適格性、新規性、進歩性要件等）を調和すること、手続面でも、ASEAN として出願書類の統一化、審査の連携を進めること等が考えられる。

(i)の第二の案として、特許法の域外適用という方策がある。国境を越える行為によって特許権侵害に当たる行為が実行された場合、行為に関係する国の特許権の侵害と認めるという案である。これは、一見、国際法における国家主権の尊重、及び特許制度の属地主義（国際法の複数の規定が、属地主義を前提としていると解される。）に反するよう見える。しかし、実際の知的財産権侵害の裁判実務の国際動向は、属地主義をかなり緩やかに運用している（Peukert, 2012（引用文献は本論文 Bibliography 参照。以下同じ。）。また、実質上域外適用を定める国内法の例（米国特許法 271 条(f)等）もある。さらに、ASEAN 内でも、知的財産関係ではないが、外国の行為が自国内に及ぼす効果に基づき当該行為の違法性を認める法の例（シンガポールの the Transboundary Haze Pollution Act）もある。以上の点を踏まえると、この案は、一見思われるほどにあり得ないわけではない。ただし、ASEAN Way の考え方からは、他国の法制度の介入を受けることを意味する本案は、やはり受け入れがたいと考えられる。

(i)の第三の案として、国際私法の適用を通じた方策がある。特許権を私権と捉え、特許権侵害訴訟は通常の私法的法律関係に係る民事訴訟と異ならないとの前提に立つと、渉外的要素を持つ事案に係る侵害訴訟では、準拠法として選択された特許法を、地理的限定なく（すなわち属地主義にとらわれずに）適用するという考え方もあり得る。知的財産権に係る訴訟の準拠法選択については、現在多国間のルールは存在しないが、いくつかの研究組織等による提言がなされている（アメリカ法律協会（ALI）、マックス・プランク研究所のグループによる CLIP 等）。それらの提言を参考にして、ASEAN として準拠法ルールを策定することがあり得る。ただし、すでに指摘されているように（Trimble, 2012）、ALI や CLIP の提案を実施するためには、関係国の裁判所間の高度の協力が必要であり、かつ、特許権付与は主権国家の行為であり他国の裁判所に精査されるべきものではないという考え方を乗り越えなくてはならないという、高いハードルが存在する。

## 論文審査の結果の要旨

次に、(ii) ASEAN Way を維持する案のうちの第一は、他国の特許権を自国特許権と同等として承認するという方策である。この案は、特許関連手続が世界的に規格化されてきたため、現実性があり、またコスト及び時間の節約効果が大きいという実益もある。ASEAN 内でも、カンボジアは、2016 年からシンガポールの特許を自国でも登録可能としており、さらに 2018 年から、欧州特許を自国でも有効と扱っている (validation)。ブルネイは、マレーシア、シンガポール、及び英国の特許の再登録を認めていた (ただしこの措置は 2012 年に廃止)。

他国の特許権の承認については、例えば、無効手続きをこの国で可能とするか、消尽の効果をどの範囲で認めるか等を決める必要がある。また、フォーラムショッピングを招く危険性への対応も必要である。

なお、特許権の相互承認の類型として、お互いの特許権の効力範囲が自動的に関係国全域に及ぶとする定めを結ぶ案もあり得る。スイスとリヒテンシュタインの間の特許保護に関する条約は、その例である。ASEAN では、特許制度が未整備な低開発国との関係で、このような制度は検討に値すると思われる。さらに、上記方策の延長線上の案として、一国の特許権が当然に他国においても効力を持つとする措置も考えられる。ASEAN においては、特に、低開発国メンバーが、他の特定の国に特許制度の運用を委ねてしまうという案である。しかし、この案については、当該メンバー国が、特許制度についての知見を得ることができず他国に依存することになるという問題があろう。

(ii)の第二は、特許庁の interoperability という考え方の採用である。この考え方は、2014 年にシンガポールの知的財産庁長官が唱えた、特許機関の間の連携協力こそが重要だという主張を嚆矢とする。正に ASEAN Way そのものともいえる、相互の尊重と不介入を基本とする考え方であり、当面、特許制度の実体ルールの調和は追求せず、主に手続き面の調和に注力するべきだということを意味する。現在、ASEAN において実行されているのは、この方策であると言える。しかし、ASEAN の経済統合の強化のためには、interoperability は不十分である。加盟国の自主性を重んじるあまり、ASEAN としての組織的かつルールに基づく取組みを怠れば、経済統合の実現は不可能であろう。

(5) 第 5 章は、結論部分であり、筆者の意見を以下のようにまとめている。

ASEAN として、域内の特許関係の活動を規律するための最適の方法は、加盟国の特許制度を統合した ASEAN の地域特許制度 (regional patent system) を構築することである。これにより、域内の法の支配を促すことになるとともに、特許の付与と権利行使を管理する超国家的機関の創設は、ASEAN として、地域単位の特許権に係る法的制度を開発する機会を与え、また、加盟国の国内制度を簡素化することになる。ASEAN の単一特許制度の創設は、AEC の下での単一市場の実現に大きく貢献するはずである。

ただし、上記制度の創設が、現実には多くの困難を伴うことも、認めないわけにはいかない。すなわち、ASEAN の執行機関等の体制の不備、政治的決断の欠如、加盟国間の経済的格差等により、直ちに単一特許制度を創設することは期待できない。しかし、課題の困難性は、目標を断

# 論文審査の結果の要旨

念することを正当化するわけではなく、"ASEAN minus X"の現実的アプローチ（X国以外の加盟国で、まずは実施するというアプローチ）を活用して、漸進的に進めていくことが適切である。特許関係機関の interoperability の追求という代替案は、ASEAN Way の姿勢の下、現状肯定的な対応にとどまるものであり、これだけでは、単一市場の実現と特許制度の地理的制約との調整を成し遂げることはできない。また、ASEAN の強制力に乏しい機関は、透明性、確実性及び説明責任能力を確保するための共通的なルールを採用し、一層強化されなくてはならない。interoperability は、最初の段階の方策としては有効であっても、それを超えるものではない。国ごとに分断された特許制度を維持しては、単一の市場及び生産基盤の創設は不可能であり、地域特許制度が究極的には不可欠である。

## II. 本論文の評価と結論

### 1 本論文の意義及び特徴

本論文は、ASEAN における特許制度を論じるものであるところ、このテーマについて本格的に検討することは、次のような意義がある。

第一に、地域統合と知的財産制度の関係についての学術的研究は、従来、特定の地域統合を前提とせず一般的に論じるものと、EU、北米自由貿易協定（NAFTA）、CPTPP のような先進国が参加する大規模な地域統合について論じるものは、多数見られるのに対し、ASEAN について論じるものはまだ少ないと思われる。本論文は、ASEAN の加盟国及び ASEAN 全体としての特許関係の取組みにつき、単なる記述的説明にとどまらず、理論的分析を加え、論じた業績として、貴重であると言える。

第二に、特許制度に関する近年の重要な検討課題として、越境的行為をいかに取り扱うかという問題がある。この問題は、従来、国内法としての特許法、国際私法及びグローバルな制度に係る国際経済法の観点から論じられてきているのに対し、本論文は、地域統合としての取組みという新たな視点から、この問題を論じるものと言え、その点でも貴重な研究である。

以上のとおり、本論文は、対象とするテーマとの関係で、高い意義を認めることができる。さらに、本論文は、次のような優れた特徴を有する。

第一に、ASEAN の特許制度に関し、極めて包括的に、かつ、広い視野から、説明し、分析を加えている。すなわち、まず、地域統合についての法的観点からの一般論を踏まえつつ、ASEAN の歴史的経緯、最近の動向、そして基本となる理念につき、詳細に論じている。そして、ASEAN の特許制度に関し、多国間条約による一般的な枠組みを確認した上で、現状を説明し、さらに、今後の対応について、複数の選択肢を示し、それらを詳しく分析し比較検討して、結論を導いている。例えば、特許制度について検討する際には、特許付与の要件論をはじめとする実体的ルールと、権利侵害に対する権利のエンフォースメントの両面にわたり、国内法及び国際法の両面か

## 論文審査の結果の要旨

ら分析を加え、総合的に論じている。このように、説明及び分析が広範にわたり、行き届いている点が、本論文の大きな特徴である。

第二に、筆者の問題意識が明確であり、そして自説が明快かつ説得的に論じられている。筆者は、ASEAN 加盟国それぞれの経済発展のためにも、ASEAN を真の経済統合体、すなわち単一市場実現の場として活用することが必要であること、そして、特許制度がその目標実現の有力な手段であるとの立場に立ち、今後の政策手段として考えられる選択肢につき、理論的及び実践的観点から詳細に分析し、結論を示している。その際、主権尊重の必要性や、ASEAN 独自の ASEAN Way という、介入に謙抑的な考え方にも十分配慮して、現実的な可能性を勘案しつつ、しかし究極的には目標の達成に向けた一貫した立場から、論じている。そのため、筆者の見解につき、非常に説得力が高い論文となっている。

第三に、論述の方法が明確で、読みやすい論文である。筆者の英語の能力は、ネイティブ並みに高く、本論文の英語表現は非常にこなれている。そして、論述の進め方も理解しやすく、論旨明快な論文である。

第四に、筆者は、本研究科博士後期課程在籍中に、知的財産制度に係る国際機関である世界知的所有権機関 (WIPO) にインターンとして勤務し、そこで得た知見が本論文に活かされている。また、筆者は、本論文執筆中に、複数回、国際的なワークショップにおいて本論文に関連する研究報告を行っている（そのうち、2017年のシンガポール・マネジメント大学での若手研究者を集めたワークショップでは、優秀報告賞を受けた。）。このように、筆者は、積極的に他の研究者及び実務家から学び、かつ、意見を交換してきており、本論文には、その成果が反映している。

以上のとおり、本論文は、ASEAN の特許制度に関し、詳細な事実関係の調査と分析に基づき、現実的で説得力ある提言をなしており、全体として、独創的で、理論的かつ実践的な価値の高い研究と評価できる。

そして、総合法政専攻（国際法政コース）の博士（比較法学）の課程博士論文判定基準に照らすと、本論文は、(1) ASEAN 及びその加盟国の法に関連する理論及び実務の両面に係る研究であるという意味で、広義のアジア法整備支援にかかわる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献しており、(2) 主として比較法学的手法を用いており、(3) 母語以外の言語（英語）を用いて関連の研究動向を分析し、それを前提に議論を進めており、(4) 問題設定が明確で設定した問題に対してそれなりの回答が出されており、(5) 独自の研究といえ、(6) 論理が堅固であると評することができる。

### 2 本論文の問題点

他方、本論文についても、いくつかの問題を指摘できる。

第一に、本論文の内容は、上述のとおり、非常に網羅的であるが、「あれもこれも」論じている反面、法的観点からもう少し踏み込んでほしかったものの、実際には突っ込み不足の論点も存在する。例えば、越境的行為による特許権侵害の問題は、上述のとおり、最近非常に活発に議論が



## 論文審査の結果の要旨

なされていることもあり、さらに詳細に論じられていれば、本論文の価値は一層上がったであろうと思われる。

第二に、ASEAN 域内の実務家や研究者の意見について、専ら公刊された文献に基づいて紹介されているが、さらに、本音ベースの生の意見を調査し、示すことができているならば、本論文の意義が高まったと考えられる。

第三に、ASEAN としての取組みに焦点が当たられているため、加盟国それぞれの制度についての説明はやや断片的なものにとどまっている。例えば、補足資料の形で、各国の制度についての基本的な情報を整理し、提供していれば、有益であったと思われる。

しかし、以上のような問題点は、上述の本論文の長所に比べると些末な点であって、結論として、本論文に対する積極的評価を覆すものではない。

### 3 結論

以上の評価を踏まえ、審査委員会は、一致して、本論文が博士（比較法学）の学位を授与するにふさわしいものであると判断した。